

(別紙)

## 入 札 条 件

- 1 本件入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、社会福祉法人山形県社会福祉事業団経理規程及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）に定めるもののほか、この入札条件に定めるところによる。
- 2 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、その委任状を作成し提出させること。
- 3 入札者又は入札参加者の代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札参加者となることはできない。
- 4 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 5 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - (2) 記名、押印を欠く入札
  - (3) 金額を訂正した入札
  - (4) 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札
  - (5) 明らかに連合によると認められる入札
  - (6) 同一の事項につき2通以上の入札書を提出した入札
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 6 入札参加者が、次の各号の一に該当する者であることが判明したときは、当該入札者のした入札は無効として取扱う。
  - (1) 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下のこの号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約の場合を除きその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札執行時間に遅れた場合は棄権とみなす。
- 9 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- 10 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- 11 落札者は、指示により本件入札に係る契約書又は請書を遅滞なく作成し、提出すること。
- 12 その他必要とする入札条件については、入札執行時の指示による。
- 13 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、辞退する入札の件名、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。なお、入札書を提出後は入札を辞退することができない。

また、入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものではない。
- 14 この入札及び契約については、社会福祉法人山形県社会福祉事業団の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- 15 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この通知は、効力を有しない。